

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	4号	宮城県刈田郡蔵王町宮字古川47番2から同町宮字本屋敷11番4まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	白石市越河字深山腰34番1から同市越河字丑山下44番2まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	白河市越河字丑山49番から同市越河五賀字内ノ江22番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	白石市越河五賀字内ノ江22番1から同市越河五賀字馬場前1番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	栗原市築館字沢入16番3から同市築館高田1丁目50番10まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	栗原市築館字下宮野砂田322番2から同市築館字下宮野砂田259番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	栗原市築館字下宮野砂田322番2から同市築館字下宮野砂田260番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号	栗原市金成藤渡戸館前14番2から同市金成藤渡戸東沢42番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号及び6号	仙台市太白区中田二丁目708番69から同市太白区中田二丁目713番まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号及び47号	宮城県黒川郡大衡村駒場字蕨崎33番1から同村駒場字蕨崎108番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号及び47号	宮城県黒川郡大衡村大衡字針東77番1から同村駒場字蕨崎34番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	4号及び47号	宮城県富谷市富谷字源内63番2から同市富谷字源内11番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	6号	宮城県亶理郡亶理町逢隈神宮寺字一郷170番1から同町逢隈神宮寺字一郷21番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号	宮城県本吉郡南三陸町歌津字伊里前100番6から同町歌津字峰畑無番まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号	気仙沼市本吉町菅の沢20番3から同市本吉町新北明戸163番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号	気仙沼市唐桑町荒谷前155番13から同市唐桑町竹の袖14番8まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号	気仙沼市本吉町二十一浜170番1から同市本吉町菅の沢243番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号	宮城県宮城郡松島町根廻字人笠33番から同町根廻字人笠44番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号及び346号	気仙沼市本吉町野々下58番1から同市本吉町後田12番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号及び346号	気仙沼市本吉町滝根16番3から同市本吉町窪139番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号及び346号	気仙沼市岩月星谷17番2から同市岩月宝ヶ沢76番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号及び398号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保6番15から同町志津川字五日町94番まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号及び398号	宮城県本吉郡南三陸町戸倉字古館1番3から同町戸倉字脇の沢17番3まで	仙台河川国道事務所
一般国道	48号	仙台市青葉区作並岳山国有林145林班は小班地内	仙台河川国道事務所
一般国道	48号	仙台市青葉区作並字湯ノ原28番1から同市青葉区作並字元木20番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	108号	石巻市広瀬字町87番1から同市前谷地字根方山2番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	108号	大崎市古川旭六丁目4番1から同市古川大幡字新田121番1まで	仙台河川国道事務所
一般国道	108号	大崎市古川楡木字上谷地107番から同市古川楡木字上谷地96番まで	仙台河川国道事務所
一般国道	108号	大崎市古川李埜字東田60番2から同市古川李埜字東田54番20まで	仙台河川国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。